野 特  $\bigcirc$ · 号 ) を 定 出 所 技 入 管 能 玉 管 す 外 る 玉 理 及 関 人 支 び 係 援 難 行 計 政 民 機 認 画 定 関  $\mathcal{O}$ 基 法  $\mathcal{O}$ 長 第 準 七 等 が 条 告 を 定 第 示 で 8 定 項 る 省 第 8 令 る 号 基  $\mathcal{O}$ 準 規  $\mathcal{O}$ 定 基 を 定 に 準 8 基 を 定 る づ 件 8 き 航 る 平 空 省 令 分 成 三 及 野 + び に 特 特 年 有 定 技 玉  $\mathcal{O}$ 土 能 事 情 交 雇 用 に 通 省 鑑 契 告 約 4 示 7 及 当  $\mathcal{U}$ 百 該 \_\_ 分 号 六

+

最 終 改 正 令 和 五. 年 八 月 + 日

上 陸  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 条 件

第 申 別 法  $\mathcal{O}$ 律 請 表 表 条 第 第  $\mathcal{O}$ 人 特 航 八 が + 定  $\mathcal{O}$ 空 労 技 分 八 号) 働 能 野  $\mathcal{O}$ 者 表  $\mathcal{O}$ に 第 派 係 項  $\mathcal{O}$ 遣 特 る  $\mathcal{O}$ 条 事 定 下 出 第 業 欄 技 入 第二 玉  $\mathcal{O}$ 能 号 適 管  $\mathcal{O}$ 一号に に 項 正 理 規 な 及  $\mathcal{O}$ 定 撂 下 運 び す 営 げ 欄 難 る る 第  $\mathcal{O}$ 民 労 確 活 認 号 働 保 動 定 者 に 法 及  $\mathcal{O}$ 項 派 掲 第 75 遣 げ 派  $\mathcal{O}$ 七 遣 下 る  $\mathcal{O}$ 条 対 労 欄 活 第 象 働 第 動 者 لح 七 項  $\mathcal{O}$ な 号 第  $\mathcal{O}$ 項 に ること 保  $\mathcal{O}$ 護 規 下 号 等 定 欄  $\mathcal{O}$ を す に 第 基 内 関 る 六 準 告 号 容 す を と る 示 及 定 す で 法 U  $\Diamond$ る 定 法 律 る 特 め 別 省 昭 定 る 表 令 技 基 第 和  $\mathcal{O}$ 能 準 六 表 + は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 雇 法 用 年

特 定 技 能 雇 用 契 約  $\mathcal{O}$ 相 手 方 とな る 本 邦  $\mathcal{O}$ 公 私  $\mathcal{O}$ 機 関  $\mathcal{O}$ 基 準)

契

約

を

締

結

L

て

7

な

*\*\

こととす

る。

第 条 航 空 分 野 に 係 る 特 定 技 能 雇 用 契 約 及 び 号 特 定 技 能 外 玉 人 支 援 計 画  $\mathcal{O}$ 基 準 等 を 定 8 る 省 令 第

لح 二条 な る 第 本 項 邦 第  $\mathcal{O}$ 公 十三号 私  $\mathcal{O}$ 及 機 び 関 第二 が 次 項  $\mathcal{O}$ 第 1 七 ず 号に れ に . 規 Ł 該当 定 す る告 することとする 示 で 定 8) る 基 準 は、 特 定 技 能 雇 用 契 約  $\mathcal{O}$ 相 手 方

空港 た者 規 項 は 第七 程 項 空 第 港 グ を含む。  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 号 ラ 十 二 規 管 承 定  $\mathcal{O}$ 認 理 能 条 ド を受 に 規 相 力 の二第一 則 ノヽ に ン 当す け 若しくは同 ド 昭 つ た 者 る **,** \ IJ 和 項 若 て 同 <u>-</u> 十 ン ŧ ( 航 グ 0) 空法 を営 に 七 項 L 規則第十三条第一 < 基  $\mathcal{O}$ 年 認 む づ は第十三条第 運 昭昭 き空港: 者 定を受けた者若 輸 であること、 省 和二十七 令 管 第 理 兀 者 年法 + 項の に 項 兀 しく 又 律 号) 0) ょ 承認を受けた者若しくは同 は 第二百三十一号) り 規 は 営 定 同 第十二条 当 業 法 に準じて定め 第二十二 該 を行うことを認 者 から 第一 条 業務 第 項若しくは 第百 5  $\mathcal{O}$ 項 れ 条第 た 委 8 第三号、 託 5 条 規 を受け 例、 れ 則 第 項 た 十 二 -第十二条 第 者 0 規 た者で、 四 許 で 則 条 号若 その 可 あ を受け 0 他 7 第  $\mathcal{O}$ 

た 国土 日 カン 一交通 ただ 5 兀 省が 月 し、 以 設 内 特 置 定 に す 当 技 る航 該 能 協 外 空分 玉 議 会 人 野 を  $\mathcal{O}$ 受 12 構 け 係 成 る特定: 員 入 とな れ 7 ること。 技 11 能 な 外 1 玉 場 合 人 に の受入 あ 0 れ 7 は に 関 特 する協 定 技 能 議 外 会 玉  $\mathcal{O}$ 構 人を受け 成 員 で あ れ る

 $\equiv$ 前 号  $\mathcal{O}$ 協 議 会 12 対 し 必 要 な 協 力 を 行うこと。

兀 玉 土 交 通 省 が 行 う 調 査 又 は 指 獐 に 対 し、 必 要 な 協 力 を行うこと。

登 録 支 援 機 関 12 適 合 号 特 定 技 能 外 玉 人支援 計 画  $\mathcal{O}$ 全 部 0) 実 施 を 委 託 す うる場 合 に あ つ て は、 前

五.

場 三号 出  $\mathcal{O}$ 合 下 特 入 定  $\mathcal{O}$ 欄 玉 と、 7 管 技 第 ず 能 理 号 及 外 れ 特 玉 に に てバ 定 Ł 掲 難 人 を 該 技 げ 民 受 当 能 る 認 す 外 活 定 け る 玉 動 法 入 登 を れ 人を受 昭 行 7 録 支 お 和 11 け うとす な 援 + 機 入 1 れ 関 六 場 たし る 年 合 に · 委 外 政 とあ 託 と 玉 令 第三 あ すること。 人 る る を 0) 百  $\mathcal{O}$ 1 は う。 + は 九 「支援 この 号) 航 以 空 下 を実施、 分 場 別 同 r. 表 野 合 第 に に する 係 お る 7  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ て、 支 号 号 特 援  $\mathcal{O}$ 特 第二 を 表 実 定 定  $\mathcal{O}$ 号 技 特 技 施 た 能 能 定 L だ 外 技 外 7 能 L 玉 玉 11 書 人 な  $\mathcal{O}$ を 項 中

六 特 定 技 能 所 属 機 関 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 特 定 技 能 外 玉 人 か 5  $\mathcal{O}$ 求  $\emptyset$ に · 応じ、 実 務 経 験 を 証

す

る

書

面

を

交付

すること。

委

託

を

L

た

特

定

技

能

所

属

機

関

が

受

け

入

れ

た

と読

4

替

え

る

t

の と

す

る。

附 則 平 成 三十 年 玉 土 交 通 省 告 示  $\equiv$ 百 六 + 号

第 百二号)  $\mathcal{O}$ 告示  $\mathcal{O}$ は 施 行 出  $\mathcal{O}$ 入 日 玉 管 平 理 成三 及 U + 難 <del>--</del> 民 年 認 兀 定 月 法 及 日) び 法 か 務 5 省 設 適 用 置 す 法 る。  $\mathcal{O}$ 部 を改正 する法 律 (平成三十年

附 則(令和五年国土交通省告示九百二十四号)

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

1

明

法

律

## (経過措置)

2  $\mathcal{O}$ 告 示  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 以 下 施 行 日 と 7 う。 前 にさ れ た、 次 に 掲 げ る 申 請 に 0 1 7  $\mathcal{O}$ 処 分 に

ついては、なお従前の例による。

1 う。 本 邦 に 別 お 表 1 第 7 出  $\mathcal{O}$ 入 玉 管  $\mathcal{O}$ 理 表 及  $\mathcal{O}$ 特 U 定 難 技 民 能 認 定  $\mathcal{O}$ 項 法  $\mathcal{O}$ 昭 下 欄 和 第 + 六 号 年 12 掲 政 令 げ 第 る 活 三 百 動 を + 行 九 号。 お うと 以 す 下 る 外 入 管 玉 法 人 カン لح 5

交 付 を す る か ど う か  $\mathcal{O}$ 処 分 が さ れ 7 1 な 1 Ł  $\mathcal{O}$  さ

れ

た

入

管

法

第

七

条

 $\mathcal{O}$ 

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

証

明

書

 $\mathcal{O}$ 

交

付

 $\mathcal{O}$ 

申

請

で

あ

0

て

ک

 $\mathcal{O}$ 

告

示

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

際

表 る 許 在  $\mathcal{O}$ 留 可 特 を 定 資 格 す 技 る 能 を 有 か  $\mathcal{O}$ どう す 在 留 る か 資 外 玉  $\mathcal{O}$ 格 処  $\sim$ 人 分 か  $\mathcal{O}$ が 変 5 さ さ 更 れ  $\mathcal{O}$ れ 7 申 た 請 11 入 管 な で 11 あ 法 第二 ŧ 0 て、  $\mathcal{O}$ + 条第 ک  $\mathcal{O}$ 告 項 示  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 規 行 定 に  $\mathcal{O}$ ょ 際 る 入 同 条 管 第 法 三 别 項 表 第  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ に ょ  $\mathcal{O}$ 

三  $\mathcal{O}$ + 規 入 管 定 に 条 法 第 ょ 別 表 る 許 第 項  $\mathcal{O}$ 可 規 0) を す 定 る に  $\mathcal{O}$ ょ か 表 どう る  $\mathcal{O}$ 在 特 留 定 カン 技 期  $\mathcal{O}$ 処 間 能 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が 更 在 さ 新 留 れ 資  $\mathcal{O}$ 格 7 申 請 を 11 な で ŧ 1 あ 0 7 4 0 て 本  $\mathcal{O}$ 邦 ک に 在  $\mathcal{O}$ 告 留 す 示 る  $\mathcal{O}$ 者 施 行 か 5  $\mathcal{O}$ さ 際 れ 同 た 条 入 管 第 法 第 項

づ 8 き航 る 施 省 行 空 令 日 分 及 前 び 野 に 特 12 特 定 技  $\mathcal{O}$ 有 能 告  $\mathcal{O}$ 事 雇 示 情 用 に 契 ょ に 約 る 鑑 4 及 改 7 75 正 当 前 号 該  $\mathcal{O}$ 分 特 出 野 定 入 を 技 玉 管 所 能 管 理 外 す 玉 及 る 人 び 関 支 難 援 係 民 行 計 認 定 政 画 機 法  $\mathcal{O}$ 関 第 基 準  $\mathcal{O}$ 七 長 等 条 を 第 が 告 定 示 項 8 で 第 る 定 省 令 号 8 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 基 基 規 準 定 準 を に を 定 定 基

3

書 8 は、 る 件 ) 以  $\mathcal{O}$ 下 告 示 基 に ょ 準 る とい 改 正 う。 後  $\mathcal{O}$ 基 準 に に 適 適 合するとし 合 するとし て入管 て 同 法 項 第七 12 基 条 づ き 交 の 二 第 付 \_\_ L た 項 証 に 明 基 づ 書 き 交 لح 4 付 な L た 証 明

4 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 11 ず れ カ に 該 当 す る 者  $\mathcal{O}$ 在 留 資 格 に 0 1 7 は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

 $\mathcal{O}$ 告 示  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 入 管 法 別 表 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 特 定 技 能  $\mathcal{O}$ 在 留 資 格 を ŧ 0 7 本 邦 に 在 留 す

る者

第 節 附 又 則 は 項 第二 第  $\mathcal{O}$ 二節 規 項 定 第 に  $\mathcal{O}$ 号 規 基 定 づ  $\mathcal{O}$ き交 に 規 ょ 定 る 付 に 上 を ょ 受 陸 り 許 け な 可 た お 証 従  $\mathcal{O}$ 明 証 前 印 書  $\mathcal{O}$ を受け を 例 所 に 持 ょ た者 し、 ることとさ こ の 告 示 れ る  $\mathcal{O}$ 施 場 行 合 日 に 以 お 後 け る に 入 入 管 管 法 法 第 第 七 章 条 第  $\mathcal{O}$ 

三 第三 附 項 則 第二  $\mathcal{O}$ 規 定 項 第 に ょ る 号 許  $\mathcal{O}$ 規 可 を 定 受 に け ょ た り 者 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ ることとさ れ る 場 合 に お け る 入 管 法 第 +

几 条 第 附 三 則 項 第二  $\mathcal{O}$ 規 項 定 第三号 に ょ  $\mathcal{O}$ る 規 許 定 可 にこ を 受 ょ け り な た 者 お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よることとさ れ る場 合に お け る 入管 法 第二十

五. 管 基づ 法 施 第 き 行 交 日 付 章 前 第 L 12 た 附 節 証 則 又 明 第 は 書 三 ヒみ 第二 項  $\mathcal{O}$ かさ 節 規  $\mathcal{O}$ 定 れ 規 12 定に ることと ょ り よる上 改 正 な 後 陸 る  $\mathcal{O}$ 許 証 基 準 明 可 書 12  $\mathcal{O}$ 証 適  $\mathcal{O}$ 印 交 合 を 付 す 受け る を 受 とし た者 け、 て この 入 管 告 法 示 第  $\mathcal{O}$ 七 条 施 行  $\mathcal{O}$ 日 以 第 後 に 項 入 に